

寒河江市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市規則第9号

寒河江市財務規則の一部を改正する規則

寒河江市財務規則（昭和46年市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第6条第2項中「省令」を「内務省令」に改める。

第34条の3の見出し中「歳入の徴収」を「徴収」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第243条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により、公金の徴収又は収納の事務（以下「徴収等の事務」という。）を委託しようとするときは委託内容についてあらかじめ書面により会計管理者と協議するものとし、委託したときは法第243条の2第2項の規定により告示し、かつ、当該委託を受けた指定公金事務取扱者に徴収等の事務受託者である旨を証する書類を交付しなければならない。

第34条の4を削り、第34条の5を第34条の4とする。

第48条第3項第1号中「寄附金」を「旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員の通勤に係る費用弁償に限る。）、「寄附金」に改める。

第79条第1項中「その金額及び枚数の合計を記入した収入小票を添え、翌日（その日が当該金融機関の休業日にあたる時は、当該金融機関の次の営業日）までに」を「速やかに」に改める。

第138条第3項中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。